

第6章 緑化重点地区の計画

緑化重点地区とは、都市緑地法に基づき「緑の基本計画」に定めることのできる「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことであり、都市公園の整備、道路や公共施設の緑化、民有地の緑化等の緑化施策を総合的に講じていくために設定するものです。

6-1 区域

東武東上線朝霞駅から市役所及び基地跡地を含む約 120ha の範囲を対象区域とします。

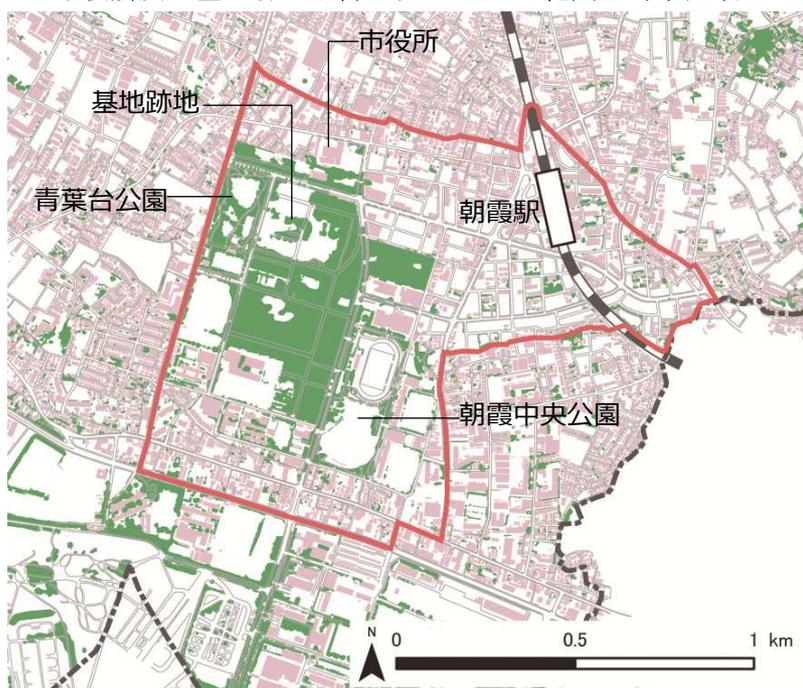


図 6-1 緑化重点地区の区域

6-2 現状と課題

本地区は、朝霞市の玄関口となる東武東上線朝霞駅や、市役所、中央公民館、図書館、総合体育館等の公共施設が多く立地し、市民や来訪者が多く集まる、にぎわいのある地区です。

地区の中央部には、基地跡地、朝霞中央公園、青葉台公園、市道 2 号線（城山通り）のイチョウ並木、景観重要公共施設*である市道 8 号線（公園通り）のケヤキ並木等、本市を代表する水と緑の拠点や緑の軸があります。特に、基地跡地、朝霞中央公園、青葉台公園、市道 8 号線（公園通り）は一体的な緑地空間を形成し、景観形成、レクリエーション等の拠点であるとともに、動植物の生息・生育空間としても重要な拠点となっています。

一方で、駅前の商業地域には緑が少なく、本市の玄関口にふさわしい魅力ある景観形成等の面で課題があります。しかし、駅前広場や道路の植栽帯において市民による花壇管理等、花と緑でまちなみを彩る活動も進められています。

以上から、本市の顔となるにぎわいのある景観を創出するとともに、基地跡地・朝霞中央公園・青葉台公園一帯を中心とする水と緑の拠点の質を高めていくため、本地区を緑化重点地区に定め、公園の整備、道路の緑化等による緑のネットワーク形成、市民、事業者等と協働した緑化活動を通じた花と緑によるまちなみの演出を総合的に進めていく必要があります。

6-3 緑化の推進に関する施策

①都市公園等

重点地区内の既設公園については、地区公園である朝霞中央公園及び青葉台公園、各街区公園が担うべき機能を明確にし、その機能が十分発揮できるようにみどりの質と量の向上に努めます。

本市を代表する水と緑の拠点である基地跡地・朝霞中央公園・青葉台公園一帯については、既存の樹木・樹林等の豊かな自然環境を受け継ぎながらレクリエーション、憩い、交流の拠点として一体的な活用を進めます。防災機能を有するみどりの拠点となる都市公園として整備を予定する基地跡地は、周辺施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い地域の交流と活性化を図ります。

街区公園については、市民の日常的な憩い、遊びの場となるよう公園の特色づくりを進めます。

また、地域の緑との連続性にも配慮し、公園周辺部の緑化を進めます。

史跡・広沢の池について、湧水地、緑地の保全を進めます。

②道路

地区内を通る市道2号線（城山通り）、市道8号線（公園通り）、市道643号線及び市道1000号線を緑のネットワークの主要な軸として位置づけ、生物の生息・生育空間、景観形成、防災面に配慮して、街路樹の適切な管理と育成を図っていきます。

市道2号線（城山通り）のイチヨウ並木、市道8号線（公園通り）、市道643号線のケヤキ並木を適切に維持管理し、健全で美しい街路樹を育成します。市道1000号線については市民協働によりフラワー化を推進するとともに、トウカエデ並木が良好な景観形成につながるよう、樹種の見直しも含め地域特性や植栽環境を考慮した維持管理を進めます。

市道8号線（公園通り）に沿って整備する予定のシンボルロードについては、市役所まで延伸し、県道朝霞・蕨線（駅前通り）と結節させる計画に合わせて沿道も含めたみどりの創出を進め、にぎわいある景観の形成につなげていきます。

③駅前広場

東武東上線朝霞駅の駅前広場（南口及び東口）は、本市の玄関口としてふさわしい緑化を、市民や商店会、事業者等との協働により進めます。

また、駅前広場は市内外の人々の交流拠点であり、景観計画と連動することで、花と緑の彩りとにぎわいあふれた駅前空間の創出に努めます。

④公共施設

重点地区内の市役所、学校、総合体育館等の公共施設については、周辺地域との関連性を考慮しながら、施設の緑化や外周部の緑化に努めるとともに、緑地を適切に維持管理し、良好な景観の形成を図ります。

⑤商業地・住宅地

市民や商店会、事業者等と協働して、生け垣の設置、壁面緑化*、緑のカーテン、プランター花壇の設置等、多様な緑化手法により、花と緑であふれる魅力あるまちなみを創出します。

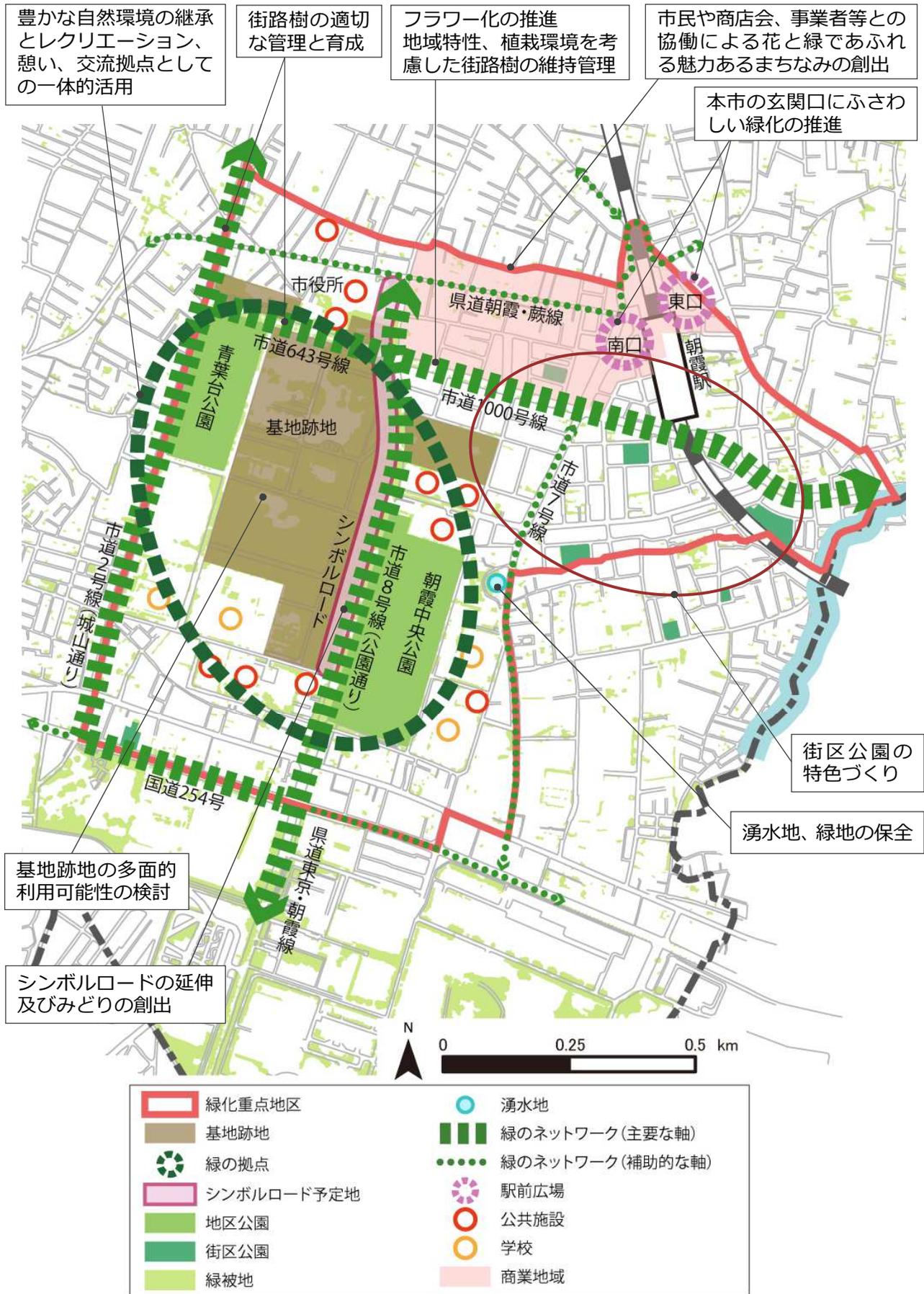


図 6-2 緑化重点地区整備構想図